

【民事訴訟法】

問題 1

処分証書、報告証書の違いに留意して、証書真否確認の訴え（民事訴訟法134条）について説明しなさい。

問題 2

Y会社の株主であるX1、X2が共同して、2017年6月に開催されたY会社の株主総会における決議の取消しを求めて、同年8月に訴訟を提起した。第1審では、審理の結果、取消原因の存在が立証されていないとして請求が棄却された。X1、X2が控訴したが、控訴審の口頭弁論期日において、X2が控訴を取り下げる旨を陳述した。この訴訟はどのように取り扱われるか。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1、問題2と見出しをつけて記入しなさい。